

会 議 録

会議の名称	令和2年度第3回 東大和市廃棄物減量等推進審議会			
開催日時	令和3年3月31日（水）午前11時00分～午前11時45分			
開催場所	市役所会議棟 第1・2会議室			
出席者及び欠席者	<p>●出席者（敬称略）</p> <p>（委員） 田村茂（会長）、内野美樹子（副会長）、岸和雄、町田道子、米澤照江、大羽敬子、吉浦高志、岩崎和夫、陣野原佐江子、小樽敏雄</p> <p>（事務局）松本幹男（環境部長）、中山仁（ごみ対策課長）、青木康浩（ごみ減量係長）</p> <p>●欠席者（敬称略）野口信一、村上哲弥</p>			
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	傍聴者数	0名
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市長あいさつ 2. 審議会への諮問について 3. 事業系一般廃棄物処理手数料の改定について 4. その他 			

会 議 経 過

<p>【会長】</p> <p>ただ今から、令和2年度第3回廃棄物減量等推進審議会をはじめます。</p> <p>本日は、野口委員と村上委員が、都合により欠席との連絡が入っております。</p> <p>また、本日は諮問のため市長が出席されております。</p> <p>では、はじめに市長からご挨拶をいただきます。</p> <p>【市長】</p> <p>委員の皆様、おはようございます。尾崎でございます。</p> <p>本日は、ご多用の中、廃棄物減量等推進審議会へ、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>廃棄物排出量の現状は、昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、非常事態宣言が発令されるなど、人との接触が制限される中、家庭で過ごす時間が増えたことから、自宅から排出される廃棄物の量が増加傾向となっております。</p> <p>廃棄物量の削減へ向けては、先月、株式会社ジモティーと協定を締結し、ごみとして</p>

排出する前に、無料で情報をインターネットへ掲載していただき、必要としている方へ譲っていただけるよう、民間事業者と協働した廃棄物のリユース事業を開始いたしました。

今後におきましても、廃棄物の削減へ向け、民間事業者と様々な協働事業に取り組んでまいりますので、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

委員の皆様のご健康と、更なるご活躍を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願ひいたします。

【会長】

ありがとうございました。続いて、次第の2、諮問に移ります。

【市長】

東大和市廃棄物減量等推進審議会 会長 田村 茂 様 一般廃棄物の適正排出について、諮問。東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年3月25日条例第24号）第7条に基づき、諮問いたします。

諮問事項、事業系一般廃棄物処理手数料の改定について。

諮問理由、小平・村山・大和衛生組合と組織市は、それぞれ異なる廃棄物の排出基準等を整理するため、資源化基準の統一に向けた事務を進めており、その取組事項の一つに、事業系一般廃棄物の減量が挙げられています。

事業系一般廃棄物については、法令の趣旨に基づく自己処理を依頼しているが、当該処理に要する費用負担にあっては、ごみ処理原価とかい離があることや多摩地区の自治体と比較しても低額となっている状況にあります。

このことから、事業系一般廃棄物の減量及び資源化への意識の向上を図るため、手数料の改定について審議会の意見を求めたく諮問いたします。

【会長】

ありがとうございました。

ここで市長は、他の公務のため退席されます。ご了承ください。

審議に入る前に、資料の確認について、事務局からお願いします。

【青木（事務局）】

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

3月25日付で事前に送付させていただきました本日の次第と、「事業系一般廃棄物処理手数料の改定について」はお手元にございますでしょうか。また、ただいま諮問書の写しをお配りいたしました。資料に不足のある方はいらっしゃいませんか。

本日の会議につきましては、3月5日付で送付いたしました開催通知において、議題として「事業系一般廃棄物処理手数料の改定」及び「家庭系一般廃棄物の減量」の2件を、お示しいたしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いておりますことから、会議時間の短縮を図りたく、「家庭系一般廃棄物の減量」につきましては、時期をあらためて諮問させていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

【会長】

次第3、事業系一般廃棄物処理手数料の改定について、に移ります。
内容について、事務局から説明をお願いします。

【中山（事務局）】

それでは、内容につきまして、ご説明いたします。

事業系一般廃棄物処理手数料の改定につきまして、要点を絞りご説明申し上げます。
令和3年1月20日、書面開催として審議会資料をご送付させていただき、ここで訂正版をお送りさせていただきました。

「資料2 事業系一般廃棄物の現状について」から、ご説明させていただきます。

事業系一般廃棄物の処理につきましては、1ページおめくりいただき、「2 事業系一般廃棄物の位置づけ」(1) 事業者の責務では、事業者は法の趣旨に基づき、自己処理が規定されていること。また、資源化が可能な廃棄物については、資源化を推進する観点からリサイクル施設への搬入が求められております。

当市における事業系一般廃棄物の小平・村山・大和衛生組合への搬入量は、次ページの「3 東大和市における事業系一般廃棄物の現状 (1) 事業系一般廃棄物排出量の推移のとおり、年々増加が進んでいる状況となっております。

また、小平・村山・大和衛生組合へ搬入している廃棄物の組成につきましては、「(2) の事業系一般廃棄物の搬入状況調査等について」に記載のとおり、紙類が多い状況となっております。また、厨芥類については、約11%となっております。実際に検査に立ち会ったところ、賞味期限を過ぎていない「パン」が見受けられるなど、資源化できるものが見られたことから、更なる呼び掛けが必要と考えております。

1枚おめくりいただき、「4 事業系一般廃棄物の資源化促進と分別の徹底について」では、(1) 紙類につきまして、事業所内で紙類を減らすための取組を促すこと。(2) の厨芥類についても同様に、たい肥化等への二次利用に努めるよう促すとしております。

次に、「5 事業系一般廃棄物処理手数料について」をご覧ください。

「(2) 手数料についての考え方」では、環境省が示す「一般廃棄物有料化の手引き」では、市町村における事業系一般廃棄物処理手数料については、処理に係る処理原価相当の料金を徴収することが望ましいとしております。

次に、「(4) 多摩地区における事業系一般廃棄物処理手数料の状況」でございます。

手数料の考え方として、環境省が示す「一般廃棄物有料化の手引き」では、廃棄物処理手数料については、近隣自治体における水準についても考慮することとしております。

ここで、表をご覧ください、多摩地区の各市は、手数料を43円から24円の間で設定しております。

小平・村山・大和衛生組合を組織している3市は、武蔵村山市と当市は25円、小平市は24円でございます。

次に、「6今後の取り組み」として、現状のかい離した処理手数料について、負担の公平を図るため、小平市とともに改定を検討するとしております。

次ページをご覧ください。

市では、(2)から(4)のとおり、廃棄物の削減に向け、事業者へ対し、直接訪問により、分別指導や経済的メリットなどについて、説明していきたくと考えております。

ここまでの内容を踏まえまして、事前資料として送付しました「事業系一般廃棄物処理手数料の改定について」に移ります。

1か所訂正を、お願いいたします。

1ページ目の「2市内の事業系一般廃棄物排出事業者数」の衛生組合搬入事業者数について、324事業者となっておりますが、269事業者でございました。

申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

次に、「3改定の基本的な考え」についてであります。

ここで記載しているとおり、小平・村山・大和衛生組合を構成している3市間の手数料には差が生じておりますことから、均衡を図ること。また、多摩地区での均衡も考慮する必要があります。

また、廃棄物処理経費と処理手数料のかい離についての解消を挙げております。

手数料の積算につきましては、2ページの「(3) 処理手数料の算出」にあります中ほどの、枠線で囲ってありますとおり、「(A) 小平・村山・大和衛生組合における構成3市の分担金の合計額」及び「(C) 小平・村山・大和衛生組合における構成3市ごみ搬入量」。

そして、「(B) 東京たま広域資源循環組合における構成3市の負担金の合計額」及び「(D) 東京たま広域資源循環組合における構成3市焼却残さ搬入量」を、各々の処理施設ごとで処理単価を計算し、合算したものが処理原価になります。

令和3年度では、約128円でございます。

次に、他市均衡を考慮した場合の手数料として、「(A)の小平・村山・大和衛生組合における構成3市の分担金の合計額」と、「(B)の東京たま広域資源循環組合における構成3市の負担金の合計額」を足し合わせ、「(C)の小平・村山・大和衛生組合における構成3市ごみ搬入量」で割ったものを、他市均衡を考慮した金額としております。

令和3年度では、約43.5円でございます。

次に、「4多摩地区の状況」でございます。

先ほどご説明させていただいた多摩地区の状況と内容は同じでございますが、ここでは、地図で色分けしてお示しいたしました。

次に、「5今後のスケジュール（案）」でございます。

本日ご審議いただき、手数料の改定に向け、一定の方向性が得られた場合の案をお示ししたものです。

今回の事業系一般廃棄物処理手数料の改定につきましては、小平・村山・大和衛生組合及びその構成3市が共同し、廃棄物の減量と負担の公平を図るための取り組みであります。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

【会長】

説明が終わりました。

審議会では、改定についての方向性を出すもので、金額の決定はいたしません。

ご意見やご質問等がありましたらお願いします。

【委員】

武蔵村山市では既に改定を行っていますが、今後、小平市、東大和市が改定を行い、3市が同一の手数料にしていくということで良いのでしょうか。

また、現在は、1キログラム当たり25円ですが、従前の改定はどうであったのでしょうか。

【中山（事務局）】

武蔵村山市については、今後、家庭ごみの有料化を控えていることから、事業系については、昨年の12月に条例改正を行っており、本年7月から、1キログラム当たり38円に改定されます。

当市については、小平市と歩調を合わせることで調整をしており、武蔵村山市と手数料が違った場合は、再度、改定を行い、最終的には3市が同一になることで確認を得ています。

また、前回の改定については、平成19年12月に、1キログラム当たり13円から、1キログラム当たり25円に条例改正しており、平成20年4月1日から実施しています。

【委員】

今後の見込みを教えてください。

【松本（事務局）】

小平・村山・大和衛生組合では、焼却施設の更新事業に着手しており、令和7年10月の稼働を目指しています。

現在、ごみ処理手数料の徴収については、各市において実施していますが、3市が同一になることで、新ごみ焼却施設の稼働に合わせて、小平・村山・大和衛生組合が徴収するよう、調整をしています。

【委員】

今回の改定により、指定収集袋を使用している少量排出事業者はどのようになるのでしょうか。

【松本（事務局）】

少量排出事業者に適用している指定収集袋については、平成23年6月から採用しており、そのことにより、指定袋の種別ごとに、条例で手数料を定めています。

したがって、今回の改定については、対象にしません。

【委員】

改定に伴う減量効果の見通しは。

【中山（事務局）】

改定に伴う減量効果については、15%から20%程度を想定しています。直近の実績が2,581トンであることから、2,100トンから2,200トン程度まで減るものと推計しています。

【委員】

経費の算出方法について、人件費は含まれているのでしょうか。

【中山（事務局）】

資料では、分担金（負担金）を用いています。そのことから、人件費についても含んだもので算出しています。

【委員】

改定を行う方向性は良いと考えます。他市の状況を踏まえると、改定の時期が遅すぎるくらいに感じます。＜意見＞

【会長】

他に、ご意見やご質問はありませんか。

【副会長】

本日の審議内容を踏まえ、事務局との調整や市長への答申については、会長に一任したいと考えますが、皆さん如何ですか。

（委員「異議なし」）

【会長】

会長一任ということで承りました。事務局と調整の上、答申に向けた作業を進めてまいります。

次に、次第の4、その他に移ります。

【中山（事務局）】

前回の審議会以降の廃棄物減量施について、主な点をご報告いたします。

1点目は、令和2年10月の食品ロス削減月間に合わせ、10月1日から10月15日まで、フードドライブ及びぬいぐるみの回収を行いました。

フードドライブは、28.1キログラム。ぬいぐるみは、130キログラムを回収いたしました。

2点目は、令和2年10月30日、株式会社ユニ・チャームと地域活性化包括連携協定を締結いたしました。本協定に基づき、東京都の実証事業である使用済み紙おむつのリサイクルの有効性の検証事業へ、株式会社ユニ・チャームの事業提案が採択されたこ

とから、家庭廃棄物の収集事業者である東大和市清掃事業協同組合の協力をいただき、株式会社ユニ・チャームに事業協力いたしました。

今回委員の皆様にご配布しましたエコバックは、使用済み紙おみつから、レイヨンを精製して作成したものです。

3点目は、令和3年2月18日、引っ越しや、自宅の整理を行って、家庭で不用となった家具類や家電製品などを譲りたいと思っている方と、譲ってほしいと考えている方を、マッチングさせ、粗大ごみの発生抑及び再使用を目的として、株式会社ジモティーと協定を締結いたしました。

多くの市民の皆様にご利用いただけるよう、広報活動を実施してまいります。

4点目は、小平・村山・大和衛生組合では、令和7年10月の稼働を目指し、焼却施設の更新事業を行っております。

更新事業の実施に伴い、4月1日から小平・村山・大和衛生組合で焼却炉の点検等により、小平市、武蔵村山市及び東大和市から発生した可燃ごみが、全量焼却できない状態が時期によって発生いたします。このため、近隣自治体等の焼却施設へ、周辺住民の皆様のご理解をいただいたき処理をお願いする、広域支援が始まります。

このことから、小平・村山・大和衛生組合及び組織市3市は、更なる廃棄物の減量を行う必要がございます。

以上でございます。

【会長】

他にありませんでしょうか。

無いようでしたら、これもちまして、本日の会議を終了いたします。

お疲れさまでした。